

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第 44 回 プロゼミ



親子の共同経営事業に係る所得の帰属 —東京高裁平成 3 年 6 月 6 日判決—

リニューアルしたプロゼミコースの第 2 回では、第 1 回に引き続き、いわゆる親子歯科医師事件、東京高裁平成 3 年 6 月 6 日判決（訟月 38 巻 5 号 878 頁）を取り上げます。「実質所得者課税の原則」は、そのシンプルな条文の作りとは裏腹に、所得課税法の中でも最も解釈の難しい条文の 1 つといっても過言ではないかもしれません。この点、家族内での所得分割を防ぐため、課税実務においては、「支配影響力基準」や「生計主宰者基準」などが設けられていますが（所基通 12-5）、親子で歯科医院を共同経営している場合において、親と子の診療方法や患者が別であり、いずれの診療による収入かを区別することが可能であるようなケースにおける所得の帰属はいかに解すべきでしょうか。所得税法 12 条を通じて改めて考えてみましょう。

◆日 時：2019 年 9 月 14 日（土）16:20～18:00

◆会 場：都内会場を予定

（会場の詳細については事務局までお問い合わせください。
事務局 TEL：042-806-9843 e-mail：jimu@ful-crum.info）

◆講 師：酒井 克彦 ファルクラム代表理事
（中央大学商学部教授）

★本研究会は研修細則 2 条（7）の「その他の研修」として 18 時間まで税理士会への申請が可能です（なお、必ずしも認定を保證するものではないことをご了承ください。）。

【内容】

●親子の共同経営事業に係る所得の帰属が争われた事例
—東京高裁平成 3 年 6 月 6 日判決（訟月 38 巻 5 号 878 頁）—

上記事例を素材に議論・酒井教授の解説等を行います。

【次回のご案内】第 45 回 プロゼミ

- ◆日 時：令和元年 10 月 19 日（土）予定
- ◆会 場：都内会場を予定
- ◆テーマ：未定

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回 1 つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

◆受講料：年会費 18 万円（月額 1 万 5,000 円）

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ 2 万 5,000 円（非開催月は 1 万 5,000 円）

【会員特典】

◆プロゼミ研究会の無料参加（年間 8 回開催（2・3・5・8 月は非開催月））

◆公開セミナーの無料参加

◆毎月 1 回の学習用講義 DVD（酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度）

◆プロゼミ研究会欠席時の DVD 無料送付



FAX 参加申込書

FAX 番号:042-806-9844

プロゼミ受講者(1)ご芳名	プロゼミ受講者(2)ご芳名
事務所名	Mail address(既会員は省略可)
ご住所(既会員は省略可)	
TEL(既会員は省略可)	FAX(既会員は省略可)

◆主 催：一般社団法人ファルクラム（詳細は HP をご覧ください <http://fulcrumtax.net/>）
〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号 TEL042-806-9843（9～17 時）土日祝除く
お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム（E-mail：jimu@ful-crum.info）